

令和6年度 特定項目監査

「準公金等の取扱いについて」

板橋区監査委員

目 次

第1	監査実施概要.....	1
1	監査の種類	1
2	監査テーマ	1
3	監査テーマ設定の趣旨	1
4	監査の着眼点	1
5	監査対象及び監査方法	1
6	監査実施期間	2
第2	監査結果.....	3
1	準公金は取扱基準等に基づき、適正に管理されているか	3
2	準公金等の点検及びリスクの予防に向けた取組が、各所属の実態に応じ て行われているか	8
3	その他	20
第3	総括意見.....	23

第 1 監査実施概要

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づく監査

2 監査テーマ

「準公金等の取扱いについて」

3 監査テーマ設定の趣旨

昨今の区政の中で生じたリスクとして、令和 4 年 6 月に発覚した、地域センター所属職員による準公金着服事件（以下「事件」という。）がある。この事件を受け、準公金の取扱いについては、会計管理室により令和 5 年 5 月 30 日付けで「板橋区準公金取扱基準」（以下「取扱基準」という。）が制定された。また、リスクマネジメントによる業務改善の取組の一環として、準公金を取り扱う所属は全て「準公金取扱い点検シート」を作成し、自己点検を行っている。

そこで、事件から 2 年が経過した令和 6 年度の特定期間監査は、準公金の取扱いに着目し、再発防止の取組が実効性をもって行われているか、取扱基準に基づいた事務が徹底されているかの観点から、監査を実施する。

4 監査の着眼点

- （1）準公金は取扱基準等に基づき、適正に管理されているか。
- （2）準公金等の点検及びリスクの予防に向けた取組が、各所属の実態に応じて行われているか。

5 監査対象及び監査方法

（1）監査対象

令和 6 年 4 月 1 日現在保有している、区が職務上管理する現金、預金、有価証券（以下「現金等」という。）で、東京都板橋区会計事務規則（以下

「会計事務規則」という。)の適用を受けないもののうち、取扱基準が定められているものと同じく①～③に掲げるもの及びそれ以外のものとして④に掲げるものとした。

①区が構成員となっている協議会、協会、又は実行委員会の所有に属する現金等

例) 新年賀詞交歓会実行委員会補助金、板橋区互助会運営費補助金、板橋 City マラソン実行委員会大会運営資金 等

②各所属内に事務局等が設置されている団体の所有に属する現金等

例) 板橋区町会連合会運営経費、青少年健全育成〇〇地区委員会委託料、「エコポリス板橋」〇〇地区環境行動委員会活動補助金・支部負担金 等

③私人又は団体が支出した特定の用途のための現金等で、一時的な保管を行うもの

例) 学校徴収金(教材費・行事費等)、各種募金、生活保護受給者の遺留金 等

④上記①～③以外の保管金について(保管の有無、取扱いの工夫点等を確認)

例) 親睦会費、お茶代 等

(2) 対象所属

令和6年度定期監査対象の所属に対し、調書の提出を求め、定期監査に合わせて監査委員による聴取を行った。

区の準公金の取扱いを統括する経営改革推進課及び会計管理室、並びに地域センター、小・中学校の準公金の事務に携わっている地域振興課及び教育総務課に対し、令和7年1月27日(月)に聴取を行った。

6 監査実施期間

令和6年4月1日(月)から令和7年3月28日(金)まで

第2 監査結果

1 準公金は取扱基準等に基づき、適正に管理されているか

(1) 準公金の取扱状況

令和6年度特定項目監査対象所属における、令和6年4月1日現在の準公金等の取扱状況は、表1のとおりであった。

表1 準公金等の取扱状況

区分	所属数	構成比
取り扱っている	55	41.4%
取り扱っていない	78	58.6%
合計	133	100.0%

準公金等を取り扱っている所属は、133 所属中 55 所属（41.4%）であり、取り扱っていない所属は 78 所属（58.6%）であった。

各所属が取り扱っている準公金は、表2のとおりであった。

表2 各所属が取り扱っている準公金の種類（複数回答）

区分	準公金数	構成比
預かり金	121	50.8%
負担金・補助金・委託料	47	19.8%
募金・寄付金	44	18.5%
その他	26	10.9%
合計	238	100.0%

※その他…町会連合会支部運営経費 等

取り扱う件数が一番多いのは預かり金（預かり金とは学校徴収金、各種会

費 等) であり、内訳は、学校徴収金が 67 件で約半数を占め、次いで会費が 28 件、他に分担金の取りまとめ分などがあった。

各所属が取り扱っている準公金の取扱頻度は、表 3 のとおりであった。

表 3 各所属が取り扱っている準公金の取扱頻度

	準公金数	構成比
随時	162	68.1%
月 1 回程度	3	1.3%
年 1 回程度	39	16.4%
数年に 1 回程度	2	0.8%
その他	32	13.4%
合計	238	100.0%

※その他…5月から8月、5月から9月、9月から11月 等

取り扱う頻度については、「随時」が一番多く、68.1%であった。

各所属が取り扱っている準公金の取扱根拠は、表 4 のとおりであった。

表 4 各所属が取り扱っている準公金の取扱根拠

区分	準公金数	構成比
板橋区準公金取扱基準 3 (1)	34	14.3%
板橋区準公金取扱基準 3 (2)	59	24.8%
板橋区準公金取扱基準 3 (3)	145	60.9%
合計	238	100.0%

※板橋区準公金取扱基準（抜粋）

3 取扱基準

職員は、次のいずれかに該当する場合に限り、準公金を取り扱うことができるものとする。

- (1) 職務の一環として準公金を取り扱うことが公共性を有する場合
- (2) 準公金を取り扱うことが所掌事務と密接な関係を有する場合
- (3) 区が準公金を取り扱うことについて、規程等によって明文化されている場合

各所属が取り扱っている準公金の金額は、表 5 のとおりであった。

表 5 各所属が取り扱っている準公金の金額（区分別） **（単位：円）**

区分	準公金数	R4年度からの 繰越額 (A)	R5年度歳入額 合計 (B)	R5年度歳出額 合計 (C)	R6年度への 繰越額 (D)
預かり金	121	81,565,640	928,645,506	906,945,646	86,748,304
負担金・補助金・委託料	47	32,455,220	230,001,064	217,710,707	25,474,670
募金・寄付金	44	107,187	23,752,253	23,476,446	382,994
その他	26	38,574,185	650,341,212	647,434,310	36,352,519
合計	238	152,702,232	1,832,740,035	1,795,567,109	148,958,487

※清算時期等の関係により、(A) + (B) - (C) = (D)にはならない。

特定項目監査対象所属の準公金の令和 5 年度歳入総額は、約 18 億 3,300 万円、歳出総額は約 17 億 9,600 万円となった。預かり金については、取り扱う所属が多いため、令和 6 年度への繰越額が一番多く、約 8,700 万円となった。

部別の取扱金額は、表 6 のとおりであった。

表 6 各所属が取り扱っている準公金の金額（部別） **（単位：円）**

区分	準公金数	R4年度からの 繰越額 (A)	R5年度歳入額 合計 (B)	R5年度歳出額 合計 (C)	R6年度への 繰越額 (D)
総務部	18	24,588,790	343,432,480	324,357,412	21,185,948
区民文化部	125	44,544,422	323,353,496	327,812,916	37,470,766
産業経済部	4	1,496,988	285,980,886	282,591,049	3,389,837
健康生きがい部	3	0	62,292	19,100	43,192
福祉部	8	4,691,767	29,179,900	27,870,536	5,981,131
都市整備部	1	0	472,000	395,113	0
土木部	1	0	268,441	268,441	0
教育委員会事務局	74	76,355,321	849,173,030	831,491,315	79,256,297
選挙管理委員会事務局	1	539,968	625,506	656,757	508,717
監査委員事務局	2	0	0	0	550,089
区議会事務局	1	484,976	192,004	104,470	572,510
合計	238	152,702,232	1,832,740,035	1,795,567,109	148,958,487

※清算時期等の関係により、(A) + (B) - (C) = (D)にはならない。

内訳として、取り扱う準公金の額が多いのは、小・中学校と地域センターであり、小・中学校で取り扱う準公金の総額は、歳入約 8 億 4,400 万円、歳出約 8 億 2,700 万円となった。地域センターで取り扱う準公金の総額は、歳入約 1 億 1,100 万円、歳出約 1 億 1,200 万円となった。(今回の特定項目監査対象となったのは、全小・中学校の 3 分の 1、全地域センターの 2 分の 1 である。)

一方、単独の所属で準公金の取扱金額が多いのは、板橋区観光協会が歳入約 2 億 8,500 万円、歳出約 2 億 8,100 万円、次いで板橋 City マラソン実行委員会が歳入・歳出ともに約 1 億 6,700 万円となった。

いずれの所属も、実態に応じた手引き等が整備されていた。

各所属が取り扱っている準公金以外の保管金は、表 7 のとおりであった。

表 7 各所属が取り扱っている準公金以外の保管金（複数回答）（単位：円）

名称等	件数	総 額
親睦会費	59	12,627,661
お茶代	13	598,431
部課長会費	5	3,562,579
係長会費	7	1,096,768
その他	1	64,656
合計	85	17,950,095

各所属で取り扱っている準公金以外の保管金については、親睦会費が一番多く、59 件、約 1,300 万円となった。

【監査委員意見】

- 地域センターにおいて、コロナ禍の影響により、預かり金の過年度からの繰越額が、令和5年度に歳入された額を上回っているセンターが複数見受けられた。預かり金に関する運営と収支の計画性について現状を把握し、事業等に必要な額を見極め、徴収する額を精査すべきである。
- 準公金と共に、準公金以外の保管金を取り扱う部署については、準公金と混同することのないよう、引き続き適正な管理を求める。また、業務外の保管金であっても、盗難等が発生するリスクはあり、発生すれば信用失墜につながりかねない。準公金と同様、適正な管理を求める。

2 準公金等の点検及びリスクの予防に向けた取組が、各所属の実態に応じて行われているか

(1) 収入・支出に関する書類作成等の状況

取扱基準では、「収入及び支出に際しては、担当者及び実務者があらかじめ収入・支出に関する書類を作成し、責任者の決裁を受けること」と定めている。

各所属において、準公金の収入・支出に関する書類をあらかじめ作成し、責任者の決裁を受けているか否かの状況は、表8のとおりであった。

表8 収入・支出に際しては、担当者及び実務者があらかじめ収入・支出に関する書類を作成し、責任者の決裁を受けているか

区分	準公金数	構成比
はい	192	80.7%
いいえ	46	19.3%
合計	238	100.0%

238 件の準公金のうち、「はい」と答えたのは 192 件（80.7%）であった。

一方、「いいえ」と答えたのは 46 件（19.3%）であった。内訳は、預かり金が 23 件、募金・寄付金が 23 件であった。

取扱基準では、「収入及び支出に際しては、担当者及び実務者が出納簿を記帳し、収入及び支出の証拠書類を残すこと」と定めている。

準公金の収入・支出に関する証拠書類の保管状況については、表9のとおりであった。

表 9 収入・支出に際しては、証拠書類を残しているか

区分	準公金数	構成比
はい	238	100.0%
いいえ	0	0.0%
合計	238	100.0%

238 件の準公金のうち、「いいえ」と回答したのは0件であった。しかし、実際の監査において、証拠書類が保存されておらず、問題が見受けられた所属が存在した。

準公金の収入・支出に関する出納簿の記帳及び責任者等の確認状況は、表 10 から表 12 のとおりであった。

表 10 収入・支出に際しては、現金出納簿を記帳して、責任者等の確認を受けているか

区分	準公金数	構成比
はい	210	88.2%
いいえ	28	11.8%
合計	238	100.0%

238 件の準公金のうち、「いいえ」と答えたのは 28 件（11.8%）であった。
内訳は、募金・寄付金が 16 件（57.1%）、預かり金が 11 件（39.3%）、その他が 1 件（3.6%）であった。

表 11 確認者の人数

区分	準公金数	構成比
1 名	78	37.1%
2 名以上	132	62.9%
合計	210	100.0%

表 10 で「はい」と回答した 210 件の準公金のうち、2 名以上の確認を受けているのは 132 件（62.9%）であった。

表 12 確認の頻度

区分	準公金数	構成比
都度	60	28.6%
月1回	144	68.6%
その他	6	2.8%
合計	210	100.0%

※その他…年1回、事業完了時、月2～3回、など

責任者等の確認を受けているもののうち、「都度」、「月 1 回」と回答したものは、204 件（97.2%）であった。

(2) 通帳・現金・キャッシュカードの保管状況

取扱基準では、「通帳は、施錠のできる金庫等で保管し、届出印は責任者が管理すること」「原則、手元に必要最小限の現金以外は置かず、現金を保管する必要がある場合は、保管額を記録し、施錠できる金庫等に保管する。キャッシュカードは責任者が保管すること」と定めている。

準公金の通帳の保管及び届出印の管理状況は、表13のとおりであった。

表 13 通帳は、施錠できる金庫等で保管し、届出印は責任者が管理しているか

区分	準公金数	構成比
はい	182	76.5%
いいえ	31	13.0%
その他	25	10.5%
合計	238	100.0%

※その他…通帳なし、募金箱ごと保管、遺留金・一時預かり金のため対象外 など

238件の準公金のうち、「はい」と回答したのは182件（76.5%）であった。

「その他」として、一時預かり金のため通帳・口座を作成しておらず、現金や募金箱ごと保管しているという回答もあった。

一方、「いいえ」と回答したのは、31件（13.0%）であった。内訳は、募金・寄付金が18件（58.1%）、預かり金が13件（41.9%）であった。（募金・寄付金については、通帳・届出印自体を保有しておらず、「いいえ」と回答したものも含まれている。）なお、取扱基準には、通帳の作成基準について、明確な記載はない。

準公金の現金の保管状況は、表14のとおりであった。

表 14 原則、手元に必要最小限の現金以外は置かず、現金を保管する場合は、保管額を記録し、施錠できる金庫に保管しているか

区分	準公金数	構成比
はい	235	98.7%
いいえ	3	1.3%
合計	238	100.0%

準公金のキャッシュカードの保管状況は、表 15 のとおりであった。

表 15 キャッシュカードは責任者が保管しているか

区分	準公金数	構成比
はい	53	24.9%
いいえ	1	0.5%
キャッシュカードなし	159	74.6%
合計	213	100.0%

※表13で「はい」「いいえ」と回答したもののみ対象

(3) 準公金の照合

取扱基準では、「責任者は、月に1回以上、通帳、出納簿等の照合を行うこと」と定めている。

準公金の照合の状況は、表16のとおりであった。

表16 現金出納簿と通帳、現金を定期的に照合し、確認しているか

区分	準公金数	構成比
はい	209	87.8%
いいえ	29	12.2%
合計	238	100.0%

238件の準公金のうち、「はい」と回答したものは209件(87.8%)であった。

一方、「いいえ」と回答したのは29件(12.2%)であった。内訳は預かり金が15件(51.7%)、募金・寄付金が14件(48.3%)であった。定期的な照合作業が行われていない準公金の中には、現金出納簿自体が作成されていないものも見受けられた。

現金出納簿と通帳、現金を定期的に照合し、確認している所属のうち、照合者の人数は表17のとおりであった。

表17 準公金の照合の人数

区分	準公金数	構成比
1名	66	31.6%
2名以上	143	68.4%
合計	209	100.0%

209件の準公金のうち、2名以上で確認していると回答したのは143件

(68.4%)であった。

また、確認の頻度は、表 18 のとおりであった。

表 18 準公金の照合の確認頻度

区分	準公金数	構成比
都度	48	23.0%
月1回	155	74.1%
その他	6	2.9%
合計	209	100.0%

※その他…年1回、事業完了時、3か月ごと

(4) 予算・決算・監査

取扱基準では、「年1回以上、関係団体の監事等の監査を受けること。責任者は、決算の遅れや事務処理に遺漏のないことを確認すること」と定めている。

準公金の予算・決算及び監査について、団体から監査・承認を受けているかの状況は表 19 のとおりであった。

表 19 予算・決算及び会計監査について、団体から監査を受け承認を受けているか

区分	準公金数	構成比
はい	133	55.9%
対象外	105	44.1%
合計	238	100.0%

※対象外は、募金等で監査を受けていない準公金

確認者は、表 20 のとおりであった。

表 20 準公金の予算・決算及び監査の確認者

区分	準公金数	構成比
監査・会計担当等	130	97.7%
その他	3	2.3%
合計	133	100.0%

また、確認の頻度は表 21 のとおりであった。

表 21 準公金の予算・決算及び監査の確認頻度

区分	準公金数	構成比
事業後	3	2.3%
学期ごと	1	0.7%
年1回	129	97.0%
合計	133	100.0%

(5) その他の取扱状況

会計管理室長及び経営改革推進課長は、令和 5 年 6 月 13 日付け 5 板会第 49 号通知により、準公金の取扱いについては、取扱基準を確認し、各職場の実態に応じた手引き等を整備する等、準公金の適正な会計事務処理を徹底するように通知している。

準公金を取り扱う職場における、手引き等の整備状況は表 22 のとおりであった。

表 22 各職場の実態に応じた手引き等は整備されているか

区分	準公金数	構成比
はい	194	81.5%
いいえ	44	18.5%
合計	238	100.0%

「いいえ」と回答したものの中には、学校徴収金（18 件・40.9%）があったが、「すでに教育委員会事務局で整備している準公金の手引き等で必要十分であるため、学校別には整備していない」と回答されたものであった。また、「いいえ」と回答したものには、募金・寄付金（15 件・34.1%）も多く見受けられた。

その他、各所属における準公金の取扱状況は、表23から表28のとおりであった。

表23 職場の共有する場所に、収支関係書類及び収支関係電子データを保管しているか

区分	準公金数	構成比
はい	236	99.2%
いいえ	2	0.8%
合計	238	100.0%

表 24 証拠書類は、年度終了後、何年間保存しているか

区分	準公金数	構成比
1年未満	0	0.0%
1年	19	8.0%
3年	145	60.9%
4年	1	0.4%
5年	53	22.3%
5年超	16	6.7%
その他	4	1.7%
合計	238	100.0%

準公金に関する証拠書類の保存年限について、所属によりばらつきがあった。一番多かった回答は、3年の145件（60.9%）であった。

なお、取扱基準において、証拠書類の保存期間については特に基準・考え方等は示されていないが、学校徴収金については、「学校徴収金事務処理要領」に「収支に係る証拠書類等の保存年限は5年とする」と記載があり、保存年限が職場の実態に応じて整備されていることを確認した。

表 25 準公金の事務担当者は、複数年固定されているか

区分	準公金数	構成比
はい	172	72.3%
いいえ	66	27.7%
合計	238	100.0%

表 26 準公金事務担当者が複数年固定されている理由

理由	準公金数	構成比
職員数が少ないため	121	70.4%
職務上、分担が固定されているため	46	26.7%
業務のブラッシュアップのため、あえて固定している	5	2.9%
合計	172	100.0%

表 27 一人の担当者が複数の準公金の処理を行っているか

区分	準公金数	構成比
はい	180	75.6%
いいえ	58	24.4%
合計	238	100.0%

表 28 一人の担当者が複数の準公金の処理を行っている理由

理由	準公金数	構成比
職員数が少ないため	122	67.8%
職務上、分担が固定されているため	49	27.2%
業務のブラッシュアップのため、あえて固定している	9	5.0%
合計	180	100.0%

準公金のうち、担当が複数年度にわたり固定されていると回答したものは 172 件（72.3%）、また、一人の担当者が複数の処理を行っていると回答したものは 180 件（75.6%）であった。どちらも職員数が少ないことが理由の 1 位として挙げられた。

【監査委員意見】

- 必要以上の多額の現金が保管されている所属が複数見受けられた。業務多忙、人手不足などの理由を挙げていたが、リスクマネジメントの観点からも、必要以上の現金は持たない、もし多額の現金を預かる場合は、銀行口座に預け入れる等、手元に現金を置かないという原則を徹底していただきたい。
- 現金で取り扱うことを前提とした準公金が多く見受けられ、口座振替への移行もなかなか進まないなど、会計処理がいわゆるアナログな方法で行われていた。人的資源の効率的な活用を図るため、現金主義からシステム化・D X化への転換を研究する必要がある。
- 職員が現金を扱うことへの心理的負担や業務過多が懸念されている。それを緩和するため、現在取り扱っている準公金は区組織以外で管理ができないのか、あるいは公金に組み込むことができないのか、などについて研究すべきである。
- 各所属の実態に応じた手引き等は整備されているが、手引き等の手順どおりの事務が行われていない所属が複数見受けられた。準公金も公金と同じく、取扱基準はもとより、整備されている手引き等に則った事務を行い、それを確認し、継続されたい。手引き等の内容が現在の事務に合致しない場合等は、適宜見直しを行い、最新の事務に見合う手引きとし、その内容を所属内で共有し、徹底していただきたい。
- 取扱基準に定められていない部分について、所属によって取扱いが違うという事象が発生している。統一して定めるべき規定（書類の保存年限など）は、取扱基準に含めるなど、全体の課題を見極め、対応されたい。

3 その他

各所属における準公金の取扱いに関する要望、自由意見は、表 29 のとおりであった。

表 29 準公金の取扱いに関する要望、自由意見（複数回答）

要望・自由意見	所属数
職員が少ないことによる弊害（担当を変えることができない、1 名で入金しなければいけない、1 名で複数の準公金を取り扱わなければいけない等）	16
金融機関との関係で苦慮している。（混雑、回数、手数料、閉店時間等）	10
事務処理に関する不安・不満がある。（紙処理による手間とミスへの不安等）	8
保管について苦労している。書類の保存期間がわからない。	7
預かり金に関して苦慮している。（遺留金の扱い、経由事務のため預かるお金をなくしたい等）	7
高額のお金を携帯して事業に随行する必要があり、リスクがある。	6
徴収金の未納対応に苦慮している。	5
募金の管理について苦慮している。（複数の募金が重なった場合の管理、小銭の管理、記録方法）	4
マニュアル、研修を充実してほしい。対応方針を明確にしてほしい。	4

※本表は、自由記述方式の回答を内容別に分類したものである。

また、準公金以外の保管金に関する工夫・要望・自由意見は、表 30 のとおりであった。

表 30 準公金以外の保管金に関する工夫・要望・自由意見（複数回答）

工夫・要望・自由意見	所属数
管理する上での工夫をしている。（準公金と同様の取扱いをしている、なるべく現金で保管しない 等）	57
内規を明確に定めて管理している。	33
事務処理上の工夫をしている。（証拠書類、帳簿を簡潔に作成し、管理している。）	10
管理する範囲についての工夫をしている。（イベント・食事会の都度、必要に応じた金額を集金している。）	8
親睦会費を現金で集金しているが、職員が多数であり、給与支給時に控除する方法は採れないか。	1
会の運営体制である幹事、会計及び監査は、ボランティアであることから、その煩わしさや責任・対応時間・労力などの個人負担が大きい。	1

※本表は、自由記述方式の回答を内容別に分類したものである。

【監査委員意見】

- 区において、どの部署が準公金の取扱いについて取りまとめているのか、明確でなかった。
- 準公金をマネジメントするのであれば、経営改革推進課及び会計管理室（以下「取りまとめ課」という。）は、準公金に関わっている所属との連携を強化し意思疎通を図り、各所属の基準遵守状況を把握したうえで、適正な事務執行の意識浸透に努めるべきである。
- 公金と同じく、準公金の取扱いにおいても、リスクを見つけることが重要と考えられるが、準公金取扱い点検シートを確認したところ、所属では取組状況は順調であると考えていたが、監査の視点から見ると問題があると判断される事案もあった。所属の認識と現状に齟齬が生じていると見受けられた。

また、リスクの把握は各所属に任されており、実際にどのような問題が発生しているのか、どのような課題があるのかを、取りまとめ課は把握していなかった。準公金に関わっている所属だけでなく、取りまとめ課もそのリスクを正確に把握し、準公金のリスク管理の実効性を高める必要がある。
- 職員数が少ないこと、また紙での処理、現金の取扱い等も重なり、業務が煩雑になっていることが見受けられた。
- 現金を取り扱うことによる、リスク管理上の不安を訴える所属も複数あった。
- 取扱基準やマニュアル等に定められていないことについて悩んでいる所属が複数見受けられた。
- 親睦会費など、準公金以外の保管金については、業務の支障にならない運用が求められる。

第3 総括意見

今回の特定項目監査では、準公金等の取扱いについて、概ね適正・適切なものと認められたが、一部の所属においては、準公金について通帳及び届け出印の管理に不備があること、現金と預金通帳、現金出納簿の照合確認を定期的に行っていないこと、照合確認を担当者のみで実施し複数人では確認していないこと、必要以上の多額の現金が保管されていることなどの課題が見受けられた。また、全庁的な管理体制の点でも十分とは言えない状況であった。

以上のことを踏まえ、総括意見を述べる。

第一に、取りまとめ課は、全体の準公金について、実態を把握する必要がある。

今年度の特定項目監査の対象となった所属だけでも、年間約 18 億円の現金等を取り扱っている現状が判明した。現在、準公金の取扱いを統括しているのは取りまとめ課だが、準公金全体の執行状況をいずれも把握していなかった。また、取扱基準は整備されているが、準公金を取り扱う際に生じるリスクの把握は各所属に任されており、実際にどのような問題が発生しているのか、どのような課題があるのかを把握していなかった。

今回の特定項目監査では、所属では取組状況は順調であると考えていたが、監査の視点から見ると問題があると判断される事案もあり、所属の認識と現状に齟齬が生じていると見受けられた。

これらのことから、取りまとめ課は、準公金の取扱い状況及び課題について、改めて正確に把握するよう求める。

第二に、取りまとめ課は、準公金に関わりのある所属との連携を強化し、基

準遵守の状況や各所属の対策等を共有する必要がある。

準公金の実態を把握したうえで、経営改革推進課はリスクマネジメントを推進する部署として、各所属の課題や事例に基づく準公金に関するリスク管理意識（気付き）の醸成を図り、会計管理室は公金の取扱いに精通し、取扱基準を制定した部署として、各所属で生じた課題や事例を基準改正や全庁的な対応方針に反映させる必要がある。そして、それらを再び各所属にフィードバックすることで、より実態に即したリスクマネジメントが行えるようになり、ルールを遵守した準公金取扱事務の実現に近づくと考える。

第三に、各所属及び取りまとめ課は、いわゆるアナログな準公金の取扱いに関する課題解決に努める必要がある。

今回の特定項目監査を通じて、職員が現金で準公金を受領して金額を確認し、銀行口座に預け入れる、または現金を引き出し、現金で支払うなど、職員が現金に直接触れる機会が多く存在していることが判明した。

職員が現金に直接触れる機会が多くあることは、リスクが増えることにつながる。また、現金を持って移動せざるを得ない職員の不安や労力も少なくない。さらに、準公金の収入・支出に関する複数の帳票を、手作業で作成している所属も多く見受けられた。

これらアナログな準公金取扱事務のシステム化・D X化の研究を進め、人的資源の効率的な活用を図られたい。また、準公金の要不要の判断、準公金を公金に組み入れることによる取り扱う準公金の減少等、課題解決方法の研究を続けて、職員の心理的負担や、業務過多の緩和につなげていただいきたい。

最後に、取りまとめ課には、これまで述べてきた意見への対応を踏まえた上で、現行制度について再確認し、準公金の適正な運用のための望ましいルール

や組織のあり方について検討していただくよう強く求める。

令和6年度特定項目監査結果報告書

「準公金等の取扱いについて」

(令和7年3月発行)

刊行物番号

R 0 6 - 1 5 8

発行 板 橋 区 監 査 委 員 事 務 局

住所 板橋区板橋二丁目66番1号

電話 0 3 - 3 5 7 9 - 2 6 6 2

再生紙を使用しています